

## 学校法人四天王寺学園監事監査規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、私立学校法及び学校法人四天王寺学園寄附行為第15条に基づき、監事が行う学校法人四天王寺学園（以下「学園」という。）の業務の適法かつ合理的な運営及び財産の状況の監査（以下「監査」という。）に関する必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 監査は、学園の業務及び財産の状況について適正な状態を確保するとともに、教育・研究機能の向上を図り、学園の健全な発展及び社会的信頼の保持に資することを目的とする。

### (監事の遵守事項)

第3条 監事は、常に公平不偏な立場で適切に監査を行わなければならない。

2 監事は、職務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏洩してはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 監事は、理事及び教職員との意思疎通を図り、業務の実態を把握するなど、積極的に必要な情報の収集に努めなければならない。

4 監事は、監査対象部門に対し直接指揮命令してはならない。

### (監事会)

第4条 監事は、職務を遂行するために、監事による監事会を組織する。

2 監事会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行うものとする。

(1) 監査方針、計画及び方法

(2) 監査結果の内容

(3) その他監査実施に関する事項

3 監事会は、適宜開催するものとし、必要に応じて監事以外の者に出席を求めることができる。

4 監事会に係る事務は、内部監査室が行う。

### (監査の種類)

第5条 監査の種類は、業務監査及び会計監査とする。

### (業務監査)

第6条 監事は、学園の業務が法令・寄附行為及びその他諸規程に準拠して適正に執行されているかどうかを検証すべく、次に掲げる事項について監査を実施する。

(1) 学園の業務執行が建学の精神及び中長期計画に準拠していること。

(2) 情報公開が適切に推進されていること。

(3) 自己点検・評価及び外部評価に基づいて、教育・研究活動を展開し、改善が実施されていること。

(4) その他監査において必要と判断されること。

### (会計監査)

第7条 監事は、会計業務が学校法人会計基準及び学園経理規程等に準拠し、適切に執行されているかどうかを検証すべく、次に掲げるとおり期中及び期末において監査を実施する。

(1) 期中会計監査においては、内部統制組織の信頼性を検証し、試査による監査を実施し、取引記録等の妥当性を監査する。

(2) 期末会計監査においては、期末の財政状態並びに予算管理を含めた資金収支及び事業活動収支の妥当性を監査する。

### (監査の方法)

第8条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

- 2 監事は、監査の実施にあたり、理事及び教職員に対して質問をし、事実の説明を受け、または必要に応じて資料の提供を求めることができる。
- 3 監査対象部門の者は、監査が円滑に遂行されるように協力しなければならない。
- 4 監事は、監査の実施にあたっては、学園の業務の円滑な遂行及び教育・研究の特性に十分配慮しなければならない。

(監査計画)

第9条 監事は、毎会計年度初めに重要性・適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切に調査対象及び方法を選定し、監査計画書を作成するものとする。ただし必要に応じて行う臨時監査については、この限りでない。

- 2 監事は、監査計画書を作成若しくは変更したとき、または臨時監査の必要を認めるときは、速やかに理事長に通知しなければならない。

(他の監査との連携)

第10条 監事は、私立学校振興助成法に基づき監査を委嘱している公認会計士及び内部監査室と密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めなければならない。

- 2 監事は、理事長の承認を得て、特定の事項について、内部監査室に対して調査を依頼し、報告を求めることができる。

(重要な会議への出席)

第11条 監事は、理事会、評議員会その他理事長が必要と認める学園内の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

- 2 監事は、前項の会議への出席の有無にかかわらず、理事及び教職員から審議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧することができる。

(監査報告書の作成)

第12条 監事は、毎会計年度、業務監査・会計監査の結果を踏まえ、監事会での検討及び協議を経て監査報告書を作成する。

(理事会等への報告)

第13条 監事は、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出し、監査の実施状況及びその結果を報告する。

- 2 監事は、監査の結果、学園の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、文部科学大臣に報告し、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求する。

(監査後の措置)

第14条 理事長は、監査報告書に是正又は改善を要する事項がある場合は、速やかに是正又は改善の措置を講じなければならない。

- 2 監事は、理事長に対して監査報告書に記載した事項の措置状況等について、口頭又は文書による報告を求めることができる。

(意見の提出)

第15条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長に意見を提出することができる。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、法人本部事務室が所管する。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は理事会が行う。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。